

ジョン・ロックの生涯と思想の展開（Ⅰ）

— 幼・少年期の環境 —

井 上 公 正 *

John Locke's Life and his Development of Thought (I)
— The Social Environment of Those Days —

Kimimasa INOUE

要 旨

この小論は自由主義の祖といわれるイギリスの哲学者ジョン・ロックの人間形成の要因の一つであるかれの幼・少年期の社会的環境を究明しようとするものである。内乱の起こる頃までの社会情勢（絶対主義と自由の抑圧、資本主義の発達と市民の台頭等）、かれの幼・少年期の家庭環境（ジェントリ、ピューリタン、織物業者、法律家）と両親による教育等。これらが、かれのパーソナリティの形成過程において、かれの生得的素質と複雑に絡まって、かれの行動傾向の基盤的体制を形成する要因となり、この体制がかれの後年の思想や行動の素地となり、かれの社会思想、とくに自由主義思想を形成し、それらの特徴づけることになった。かれの思想や行動の基層は幼・少年期の社会環境によってある程度形成されたといえよう。したがって、まず、それらの環境を大雑把に略述する。

I ロックの出生前のイギリスの社会情勢

ロックの生涯（1632—1704）は、イギリスの内乱という激動期、すなわち、ピューリタン革命、王政復古、名誉革命を経て絶対王政が崩壊し、議会制民主主義、立憲君主制が確立し、民主主義、自由主義が次第に発展し、資本主義体制が進展することになる時期であった。ロック自身もこのような歴史の変展、イギリス社会の発展に貢献したのである。

ロックはどのようなイギリス社会を背景にして幼・少年期を過したであろうか。つまり、ロックはどのような環境のもとに育ったであろうか。まず、ロックの生まれる一世紀ほど前から、当時の情勢を振り返ってみることにする。16世紀の後半から17世紀の前半にかけての時期は、絶対主義が最盛期を迎えるとともに、矛盾が噴出している時期であった、といえよう。市民階級は、近世初頭以来絶対君主の後押しも受けたが、自らの力で次第に勢力を得て、この時期に

は、絶対王政に公然と反抗したのである。これは、国王と議会の抗争、国教会（徒）あるいは旧教会（徒）とピューリタンの対立、として現れた。エリザベス女王治世（1558—1603）に絶対王政は最高潮に達し、議会はヘンリ7世、ヘンリ8世時代の従順議会といわれる様相を表面上変ることなく保持していたが、議会には絶対王政に対する批判が全くなかったわけではなく、内部で胎動していた。体制に対する批判の一つとして一連のピューリタン運動があった。この運動の現われの一つが1572年の「議会への勅告」である。浜林正夫著『イギリス宗教史』によれば、この勅告は、数名のピューリタンが合議のうで作成したものと推定され、じっさいに議会へ提出されたわけではないが、ピューリタンの最初の公然たるマニフェストといわれるものであり、国教会内部における「徹底した速やかな改革」をめざしたものである。ピューリタンたちは、「勅告」によって、世俗的権威に抵抗するものでもないし、国教会を敵視するものでもない、と主張したが、政府の側は、国教会批判を国家体制への批判につながるものとみて、かれらを弾圧した。これは、ピューリタンたちに、国教会・絶対王政とそれに結びつく特権商人たちに対していっそう敵意を抱かせることになった、といえよう¹⁾。また、国教会批判や教会改革とは別に、説教やパンフレットによるピューリタン理念の普及に力を注ぐ、いわば説教運動が1590年代になると起こっていた²⁾。エリザベス治世の末期には、ピューリタンだけでなく、絶対主義に対立する諸勢力は、社会的にも政治的にもかなりの勢いで進出し、議会の拠点として絶対主義と抗争しようという態勢をととのえていた³⁾。旧教徒による反動攻勢とピューリタンによる革命的な動きが強まり、絶対王政が危殆に陥ると、ジェームズ一世（1566—1625、在位1603—25）——スコットランド王ジェームズ六世が血縁関係によって即位——は、絶対王政を維持・強化せんがために、すなわち、絶対主義の精神的な支柱を補強するために、即位と同時に『自由なる王国の真の法律』という論文を発表し、議会そのものを否定する王権神授説を唱えたので、人民の側は、イギリス固有のコモン・ロー——封建制のなかに生まれた封建的性格をもつものではあるが——をかけた、法が国王にも議会にも優越すると主張して議会で国王に抵抗したために、国王は人民との激突の場となった議会を一方的に解散して人民の抵抗に対抗した。争点は財政問題であった。ジェームズ一世の治世中に議会は四回開かれていたが、国王の都合のよいときに召集され、国王の形勢不利なときには解散させられた⁴⁾。このような国王の一方的専制的統治のなかで、議会の権限を確立しようとする努力——人民の抵抗——が続けられていた。哲学者フランシス・ベーコン（1561—1626）は、1610年1月に第四議会でソールズベリー卿ロバート・セシルの「大契約」政策が難行したので、国王と議会との衝突の回避に奔走している。なお、ベーコンは、18年に大法官に任じられたが、21年の議会で激しい独占論争が起き、その最大の責任者として、また収賄罪で告発されて失脚した⁵⁾。このことは、国王に大きな痛手となったが、国王と人民との激しい対立のもたらしたひどくまであった、といえよう。その後、議会は、国王の外交政策を批判し、旧教との絶縁を要求した。国王は、これに対して国民の越権行為であり、国王の大権を侵すものである、という回答をよせたので、1621年12月18日、議会（下院）は、有名な「抗議文」（「大抗議書」）を提出し、議会の権利を主張した。国王は、これに対して、議会の解散と抗議の首謀者の投獄をもって対抗した⁶⁾。このように国王と議会との対立は尖鋭化していたが、1624年に議会は、反独占運動の一応の成果として、国王のもつ独占権に反対して「独占法」（「独占取締条令」）を制定したので、国王・政府当局も議会に対して一応譲歩し、ここに紛争はしばらくおさまることになった⁷⁾。ジェームズ一世は、議会との対決のみならず、宗教問題においても非国教徒に対して対決の姿勢を強めた。すなわち、かれは、有名な「主教なくして国王なし」という立場で、主教制度をつまみ国教会を絶対王政の支柱として政教一致の政策を遂行し、ピューリタ

ンや旧教徒を弾圧した。ジェームズ一世は旧教徒に対してはじめは好意的な気持を抱き寛容の政策をとろうとしたが、弾圧政策をとらされることになった。すなわち、イエズス会に属する旧教徒が、自分たちに対する刑罰法規への報復として、1605年に議事堂を爆破し、ジェームズ一世はおよび議員を一挙に謀殺しようと企てたが、陰謀は未然に発覚し未遂におわった。だが、これを契機としてイギリスの世論は国王に旧教徒への弾圧政策をとらせることになった⁹⁾。旧教徒を危険視するイギリス国民の反ローマ・カトリック的感情は来らずとかわらず国民の心の中に残り、イギリスの歴史の方向を決定するほどの要因となるのである。ロックがかれの寛容論において旧教徒に対して不寛容な態度をとり、ときに批判を甘受しなければならないこともあったが、この態度の要因の一つはイギリス国民の旧教徒を危険視する反旧教的心情にあった、といえよう。ピューリタンに対する抑圧に眼を転じれば、なかでも1620年のメイフラワー号の出帆もピューリタンに対する迫害の結果であった、といえよう。このようなピューリタンに対する迫害によって、王権に対する反抗はピューリタンの立場がとられることになった。そこで説教運動は着実に一般大衆に浸透していった⁹⁾。

ジェームズ一世の子で、次の国王チャールズ一世（1600—49、在位1625—49）は、フランスの王女であり、旧教徒である王妃の影響か、旧教主義を信奉しフランスの絶対主義、絶対王政に心酔し、そのための政策を強行したので、国王と議会との抗争はいよいよ激しくなった。国王の財政は破局の状態にあったので、国王は、打開策を求めて、1628年に議会を開いたが、強圧的な態度をとった。これに対して議会は、コークを中心に「権利請願」を起草し、議会の決議として国王につきつけた。これは「請願」の形をとっているが、コモン・ローの歴史的な権利に基づいたある種の人権宣言であり、また、当時行なわれていた憲法闘争の「象徴」的文書といわれる¹⁰⁾。憲法闘争の権利主張は、主としてジェントリ、商人、富農層の経済的利害を反映しているが、伝統的・封建的思考型式をもって主張されているので、さまざまな制約をもちながらも、基本的には封建的な社会・経済体制を維持する方向ではなく、それを解体し近代社会を展望する方向をもつものであった。では、なぜ憲法闘争が伝統思想によって闘われたかについての論議は山本の論述にゆずることにする¹¹⁾。さて、「権利請願」によって国王と議会との対立は絶頂に達し、国王は結局1629年3月4日に議회를解散してしまった。こうして無議会政治、親政を1640年まで11年間行なった。ホップズが1629年にトゥキュディデスの『歴史』（『ペロポネソス戦記』）の翻訳を公刊したが、それは「権利請願」とそれによる市民の台頭に対抗するものであったといえよう。なお、とりあげてきた時期について留意すべき点は、ペーコンに象徴される経験つまり実験と観察に基づく実証的な自然科学の実験的方法の成立であり、また、ピューリタンが神の創造物である自然を科学によって認識することにより神の意図を知ることができる、また科学を神の知恵と神の創造した世界を完成するものと考え、科学を重視したことである¹²⁾。ロックの哲学の方法はこのような考えをもつ自然科学の実験的方法によることになる。

ロックは、1632年にこのような社会情勢下で産声をあげたのである。つまり、生れおちるや否や、まさに起きんとする革命の嵐の前兆のなかに放り出されたのである。このような新旧両勢力の抗争が生まれたばかりのロックに直接影響したとは思われないが、かれの育った家庭には深刻な事態をもたらした。つぎにロックの家系を辿ってロック家の家柄、つまり家庭の環境をうかがうことにする。

II ロックの家系

ロックの遠い祖先は確められないが、四代前は、サァ・ウィリアム・ロック（? - ?）といい、ヘンリー八世の宮廷の絹織物などの御用商人、ロンドンの市参事会員になり、1548年には執政長官に就任している。その子、つまりロックの曾祖父、エドワード・ロック（? - ?）は、イングランドの南部のドアセット州へ移り、バックランド・ニュートンに住み、1573年には教区委員になり、また、教区委員を代表して教会に奉仕する世話人になっていたようである。祖父ニコラス・ロック（1574-1648）は、織物（服地）製造販売業者であり、若い頃にドアセット州から、かなり恵まれた農業生産地の一つであったサマーセット州に移住し、州の北部を流れるチャー河畔のパプロウに居を定めた。すなわち、行政上パプロウの教区の中にあつたペンスフォードのベルトンに一軒の家を購入した。かれは、土地を買って地主（ジェントリ）となり、同時に毛織物を営む織元となっている。かれのここでの暮し向はよかつたようである。かれの時代には、古い手工業制度は問屋制に道を譲っていた。それによって毛織物製造（販売）業者は大きな企業家になり、多くの労働者を使用するようになった。サマーセットの毛織物製造業者のなかには数百人の労働者に職を与え、かなりの財産を蓄えるものもしばしばいた、といわれている¹³⁾。ニコラスも、おそらく、このような羽振りのよい部類に属していたのではないであろうか。ニコラスは二度結婚している、最初は1603年7月4日にペンスフォードでロックの祖母となる女性と結婚し、6人の子供をもうけたが、妻の死によって、1624年11月18日にある未亡人と結婚している。彼は結婚後パプロウ（ベルトン）の住居を去って後妻の家に移り住んだ。この妻の家はチャー・マグナのサトン・ウイクとよばれたかなりの家柄の家であつた。ニコラスはここで生涯を終っている（1648）。したがってかれはサトン・ウイクのニコラス・ロックとよばれた¹⁴⁾。

哲学者の父、ジョン・ロック（哲学者と同姓同名）は、ニコラスの先妻の子でもあり、ベルトンの家を受け継いだ。そこでロックの家はベルトンといわれた。この家は、今もなお、自然のすぐれた環境に恵まれ、岡の上にある快適なチャーダー風の農家であり、メンディプ・ヒルズを見晴す眺望のすばらしい家であつた。哲学者ロックは幼・少年時代をここで過したのである。現在、家は全面的に改築されており、隣り合った農家のある部分が創建当時の建物のおもかげをどうにか留めている¹⁵⁾。ロックの母の実父エドモンド・キーンは、ロックの祖父ニコラスの後妻の親戚で、リントンの製革業者であつた。当時多くの製革業者は小ジェントリに属していた。

上述から、ロックの父方と母方との祖父までの生業は商人・製造業者であつた。ではこのような生業はどのようにして形成されてきたのであろうか。山本によれば、14世紀から15世紀にかけて、農業生産力の上昇、毛織物工業の興隆、賦役地代から貨幣地代への転換と後者の固定地代化などにうながされて農民解放がすすんでいった。ヨーマンリ階層の成立がそれである。そして、16世紀に入るとヨーマンリ内部における分解現象が激しくなり、上層農民は富農層へ、そしてジェントリ階層へと上層していった。富農やジェントリは国王、貴族、教会の土地を買収して経営規模を拡大するとともに、毛織物工業へと投資、囲い込み運動の促進、地代・一時金の引き上げなど経営方法にも近代的改良をくわえつつ経済力を蓄積していった¹⁶⁾。このような趨勢のなかで台頭してきた商人層のあるもの、たとえば貿易商人、仲買人、問屋商人などは、農村へ進出し、ジェントリの土地経営や毛織物工業へと乗り出し、生産と関連をもつにいたつたのである。かれらの多くはピューリタンであつた、といえよう。ロックの祖父までの家柄はこのような流の中にあつた商人・製造業を生業とするピューリタンのジェントリであつたと思

われる。したがってロックの出生前の家は、商業上の取引関係、利害関係、ピューリタンのジェントリとしての対立関係など社会的に複雑な諸関係を内包する家庭であった。そのような家に哲学者の父が生まれた（1606-1660/1）。

父は、父祖からの生業を継がず、つまり、この投機的ではあるにしても収益の高い職業には従事せず法律家になった。複雑な人間関係を嫌ったのかもしれない。かれは、ペンスフォードにいくらかの土地をもつ小地主で、下層ジェントリの末端につらなる弁護士であり、チュー・マグナの治安判事フランシス・パーバーの書記を勤めたともいわれている。これらの職は進歩的勢力の母体である地方都市のジェントリが就く職である。かれの兄弟の方が経済的にかれよりも成功していた。これは法律家たちが怠け者であった、ということを示唆するものではない。かれらの仕事は複雑多岐に亘り、膨大であった。したがってかれらは多忙であり、ロックの父も同じで、とても財産の維持、増殖に気を配ることはできなかった、と思われる。その所為か、かれは生まれた時よりも貧乏な人になって死を迎えることになった¹⁷⁾。また、かれは、革命が起きたとき議会派の一將校として参戦し、そのために財産をなくした、ともいわれている。このようなロックの父の資産状態は、父自身やその息子（哲学者）が紳士としての体面を保つには心もとなかったが、息子を学校に遣るなどして、後年偉大な思想家になる資質を延ばさせるには十分であった¹⁸⁾。

父は、24歳の時、すなわち1630年7月15日に、アグネスあるいはアン・キーン（1597-1654）と結婚した。結婚式はドクター・クルウクによって執行された。両親はともにピューリタンであった。

父のすぐ下に1607年7月13日生れのピーター（1607-1686）という弟がいた。つまり哲学者の叔父である。この叔父の子孫について一言述べれば、かれは二人の娘をもうけて子孫を残した。その娘のひとり、従姉妹のアンはピーター・キングと結婚した。かれらの息子、哲学者にとっては「いとこの子」、はピーターと名づけられたが、後にイギリスの大法官になった。その子孫にあたるラブレース伯爵家はロックの残した膨大な手稿、日記、書簡等のロックの研究にとって重要な資料を今世紀まで保存していた。その資料とは有名なラブレース・コレクションであり、これをオクスフォード大学のボードリアン・ライブラリが所蔵している¹⁹⁾。

III ロックの家の階層

ロックの家はイギリスの社会のどのような層に属していたのであろうか。ロックの曾祖父、祖父や父などの生業から、また、ロックがクライスト・チャーチに入学した折の登録簿にはジェントリの子息と記載されている点から、ロックの家はジェントリ層に属していたといえよう。ではジェントリとはどのような層のことであろうか。

17世紀のイギリス社会にはおよそ四つの階層が存在していた、といわれている。なお、この「階層」という語は社会的に定義されるような、明確な、正確な概念を表わすものではない。当時は初期資本主義の段階であり、身分制は次第に崩解の道を辿りつつあり、また、新しい階級的な社会関係が形成されつつあった。そうして「身分は階級を自己の枠内に編入しながら、かつ、それに適応する過程を進んでいた²⁰⁾」。こういう身分=階級が階層といわれている。つまり、それは「収入の大小・経済利害の同異ないし合反という意味での階級と法制的意味での旧来の封建的な身分とをともに含むような概念である²¹⁾」。さて四つの階層とは何か。林によれば²²⁾、

第一は、いわゆる王侯・貴族といわれるもの、つまり一括して貴族に代表される階層で、大

領主・大地主の外に豪商といわれる人々を含んでいた。

第二は、ジェントリに代表される階層で、中小領主・中小地主の外に富農または富商を含んでいた。

第三はヨーマン＝中農に代表される階層で、他に都市の小親方、農村の独立手工業者、小商人など含んでいた。

第四は、上述のいずれの階層にも属さない社会の一般大衆の階層で、人口の最大多数を占めていたところの貧農、小農、雇職人、賃金労働者、浮浪者などを含んでいた。

さて、ジェントリ層は、一言でいって中産的地主階層であり、中間的不安定さをもっているが、そこには地域差もあり、貴族層とともに若干の異った類型がみられる。所領の経営については、封建的生産様式、あるいは、前期資本によっている保守的な型の領主型の貴族・ジェントリと初期資本主義的生産様式によっている進歩的な型の地主型の貴族・ジェントリとがみられる。前者は没落の運命にあったことは述べるまでもない。後者に属するジェントリは、大体において、地方の行政に熱心であり、その所領の経営や改良に専念し、その土地を経営する方法を良く心得て、多くの者は儉約に努め、額に汗して勤勉に働いていた。地主型ジェントリの部類に属するものとしては富商があり、ロンドン商人層のやや下層のもの、地方都市における同様な人達、羊毛仲買人、西部の織元、毛織物製造業者などがある。かれらがイギリスの資本主義の発展に貢献したのである。また、これらの層から役人や知識人も多く出ている。つまり、中央や地方の官職に就いたり、法律家、司祭、医師などの知的な専門職に従事するものがいた。これらの人たちのなかにはピューリタニズムを信奉するもの、つまりピューリタンが多く含まれていた。ロックの家もこのような階層に属するピューリタンであった。かれの家の身代は父の代には傾いたが、かれの家は、家柄もよく、社会階層的には、およそジェントリの下層に属し、その地方の住民の階層から見れば、中層に属していた、といえよう。哲学者ロックは、人間形成の過程で、ジェントリ層に属するピューリタンのもつ社会的性格、価値観や倫理観などを身につけていったものと思われる。これらが後年のかれの思想や行動に現われてくることになる。また、ロックはかれらの願望や要求を一つのまとまりのある体系に基礎づけ代弁することになる。

IV ピューリタンの様相

ロックの両親はピューリタンであった、といわれているが、ではピューリタンとはなんだろうか。今さら論議するまでもない自明なことと思われるが、この語は、青木が述べたように、あいまいで多義的である。かれは「1560年代半ばから1640年代の初めにいたるまでの間に、イングランド国教会を内部からカルヴィニズムの線にそって改革しようと望んだ者たちで、国教会の規律や礼拝様式などの現状になんらかの具体的な不満を持ち、その改革をめざした者達」をピューリタンとし、分離派と国教会当局で枢要な地位を占めた者は含めない、と考えている²⁹⁾。なお、「予定説」に反対した人はピューリタンの中に入れぬ方がよい、ように思われる。なぜならば、ピューリタニズムの本質は、その教義の面では、カルヴィンの教え、とりわけかの「予定説」にあったからである³⁰⁾。ピューリタニズムの核心となっている信念を要約すれば、1)「聖書」の中に現実に神の声を聞くことができるという信仰、2)神聖な美しさの中で神を「礼拝」することが必要であるという確信、3)自分は神に対して「責任」があるという強い観念からなっている、といえよう。ピューリタンは、このような信念に基づいて「生活の規律」を厳守し、道徳的に厳格な行為をなし、神の栄光のため自己が召されている職業勞

働に精励することであった。ピューリタンの厳格な生活態度の根底にはカルヴィンの「予定説」の教義があった²⁶⁾。また、当時、職業選択の自由を導入した職業召命観が予定説と結びついて禁欲的職業倫理となってピューリタンの職業生活を励ましていた。このような生活態度がピューリタニズムを信奉する集団や階層の社会心理、社会的性格、倫理観や宗教観等を形成したのである。

ピューリタンは、17世紀になると伝統や環境（階層等）の相違によって、大体三つの集団に区別されてくることになる。第一は狭義のピューリタン、第二は長老派、第三は独立派である。この頃はまだ、国教徒とピューリタンとが対立概念として意識されておらず、意識されてくるのは1660年以降のことである²⁶⁾。と考えられている。

ピューリタンは世俗社会ではどのような集団や階層に属していたであろうか。かれらの所属集団は、一般的にいえば、反封建的、いわば、反体制的な集団であり、階層的にみれば、地主型貴族・ジェントリ、ヨーマン、商人、製造業者——貿易商人、卸売商人、問屋商人、手工業者——たちである。かれらは地理的には東南部に多く住んでいた。もう少し立ちいってみると、長老派の人びとは大地主や大商人のような社会的・経済的上層に属する人々であり、いいかえれば、地主型の貴族・ジェントリの上層、豪商やそれに近い商人層（大貿易商人、大卸売商人、大問屋商人など）であった。独立派の人びとは、長老派の人びとが属する階層よりも低い階層に属する多数の人達であって、下層のジェントリと市民、またヨーマン・手工業者、近代的庶民地主・富めるヨーマン・中産市民層といった人びとであった²⁷⁾。かれらは長老派の人びとよりも強い反封建的、反体制的心情をもっていた。ピューリタンは、革命期には、述べるまでもなく革命派ないし議会派に加担した。議会派（革命派）の内部には三つの党派ができ、それぞれの信奉している教派的立場にしたがって長老派、独立派、水平派とよばれた。議会派の最左翼を形成し活動したのがディッガーズであったが、革命を主導し遂行した担い手の主要な勢力は独立派であった。その主流は右派であり、その構成員は、独立派の議員、すなわち、「残余議会」に残った議員や軍隊の幹部、将校たちであり、左派の構成員の主体は主に軍隊内の下士官・兵であった。

ロックの家はピューリタンのどの集団にかかわりをもったであろうか。フィリップ・エイブラムスによれば、ロック家の親類・縁者の多くは長老派にかかわり、ロックの家庭の性格は長老主義的であった、と述べられている²⁸⁾。また、野田は、多分エイブラムスによって、「ロックの家は長老派の清教徒の家であった。母の生家もそうであり、親戚知人は大抵同じ派の信仰に生きる人々であった。父が仕えた治安判事ポパム……も同じ派の人で、長期議会の議員であった²⁹⁾」と述べている。このことについては一考を要すると思われる。ロックの家は、ロックの父が活躍した頃には、父祖の属した社会階層や議会側の軍隊への参加、職業などからみて、心情的には長老派よりも独立派に傾いていたのではないだろうか。

独立派のもつ傾向や特徴を探ってみることにする。独立派の教会組織の原則は、独立派に属する社会層の社会的性格から、民主主義的であるが、独立派政治理念の基本的特徴は、この世における歴史的な存在としての国家体制も神から由来したものであるとして把握され、「神の定め」の意識が体制観の基調になっていた³⁰⁾。このような態度がかれらの思想傾向、体制観、政治理念に矛盾と思われる複雑さをもって現われてくる。かれらは、その国家から分離、集会の独立をめざしており、宗教的傾向としては個人の「良心の自由」を重視しており、したがって個人主義傾向を示している。この傾向は宗教的寛容の主張となって現われている。また、抵抗権＝革命権の設定による政府に対する拘束や自然権としての自己防衛権などの主張が見られる。これら総じて進歩的な性格をもつ要求は、歴史的秩序は神に由来するという意識によって

強い制約を蒙り、個人の自然的権利を基盤として合理的に国家体制を形成しようとする思想は見出されない。独立派主流の体制観は、現象として、君主制と共和制、独裁制と民主制との間を動揺する。いうなれば、無方向性——浮動的・中間的性格——を示している³¹⁾。かれらは本質的に現状維持的で妥協的な性格をもっているのではないかと思われるほどである。このような性格は、この派の担い手の所属階層のいわば中間階級の立場と「神の定め」の意識とが複雑に絡まって、現われた、といえよう。今井が主張したように、「かれらの契約理論にしても、全く神学的に構成された神と人間との間の契約であり、平等な個人の自然権に立脚する人間相互間の契約、合理主義的な『社会契約』は、未だ、そこには考えられていない³²⁾」。ここにかれらの契約理論の限界があり、ホップズやロックを待たねばならなかった。

ロックの家系は、すでに述べたように、ロンドンの商人、新興のジェントリ、毛織物の織元、知的専門職としての役人、ピューリタンの革命戦士という、当時の新しい階層を典型的に示していた。このような階層が当時のイギリス社会を担い、社会を近代化させる中心勢力のひとつであった。ロックはこのような階層の出身であるから、これによってかれの後年の思想と行動が予測される。ロックが成人として当時の新勢力と旧勢力との抗争の中で、どちら側を支持し、どのような態度をとるようになるのであろうか、ということは大体見当をつけることができるであろう。

V ロックの出生と社会の情勢

哲学者ロックは、両親の結婚2年後の1632年8月29日(ユリウス暦)³³⁾に、ベルトンではなく、そこから西方へ直距離で10哩のところにある、「市」のたつリントンの教会の入口の傍に建つわら葺屋根の母親の実家で生まれた。時に父は25歳、母は年長で35歳であった。この実家は、ロックの母方の祖母の家であり、ロックの母が処女時代、つまり結婚するまで住んでいた家であった³⁴⁾。この生家はもはや建ってはいないが、教会の北門に隣接する壁の前に立つ高さ1メートル足らずの石碑が生家の跡を記念している。また、ジョン・ロック・ルームズと表示した記念館(石造二階建)が近くにある³⁵⁾。ロックは生まれた日にその教区の牧師サムエル・クルークの執行した洗礼を受けた。その記録をリントンの記録所で現今でもなお見ることができるが、しかし儀式がどのような方法で執行されたか、について正確に推測することはむづかしい³⁶⁾。ロックは、生まれて間もなく、かつて祖父の持ち家であった父の家であるベルトンに移された。当時のイギリス社会は基本的には村落共同体を基礎とする農業社会であり、ロックの家はそのような社会のなかにあり、かれはそこで幼・少年時代を過ごすことになった。

かれの生まれた当時のイギリスの社会情勢を眺めてみよう。この頃には古い中世的秩序はすでに過去に属するものになっていた。サマーセットやプリストルの商人たちはもはや旧教徒ではなくて、かれらの多くはピューリタンになっていた。州の経済状態は、17世紀初頭以来物価が騰貴し、経済情勢の激しい変動によって、安定しなかったため、革新への衝動に駆られる人びとや過去の栄光に憧れる人びとも現われた。また、ひどい貧乏が蔓延していた。バターやチーズの値段もあがり、飢えた人びとは穀倉を襲い、あるいは多くの人びとは窮乏から首をつった。ところが、このような惨状にもかかわらず、一部の少数者に富が集った。すなわち、物価の騰貴は法外な小作料をとる地主たちを、町々に食料を供給する当世風の農民を、さらにインフレーションを自分たちの利益へとかえることのできた大商人やその他のものを富裕にした。この経済的あつれきは複雑な仕方で宗教的あつれきに反映した。さらに両者は国民の政治のなかに反映された。ピューリタンに対立する高教徒、古い型の地主にたち向う企業心に富む資本家、専

横な国王に対抗する俠気な政治家、国王や国教会に不満をいだくピューリタンの商人。これらの対立は内乱の前兆であった³⁷⁾。

ロックの生まれた1632年は、以上のように、中央、地方ともに新旧対立が激しくなっており、無議会政治（1629-40）を行ったチャールズ一世の治世（1625-49）の第7年目、権利請願（1628）の提出の4年目にあたる。チャールズ一世は、父王ジェームズ一世の著わした『遊びの書』をこの年に再刊して、日曜日の娯楽を認めた。国王は、これによって、ピューリタンの安息日厳守に対抗したので、ピューリタンは国王や為政者たちに対してひどい反感を抱き激しく反撥した。この安息日厳守の危機は、サマーセットのみならず、イギリス全土を截然と二分した。すなわち、教会や諸々の伝統を受する人びとは国王や監督に対する忠誠心を強化し、ピューリタンは両者に対する敵意を激化した。

内乱が起きたのは、ロックが生まれた時から、なお、10年後の1642年のことであったが、しかし、イギリス人たちを熱狂させ、内乱へと駆りたてた諸勢力はこの頃すでに革命への高潮に巻き込まれていた。王政復古の折に、ロックは「私がこの世の中に存在する自身に気づくや否や、私はこれまでずっと続いてきた嵐の中に身をおいていた自身を知った」と思い起こしている³⁸⁾。つまり、ロックは嵐の中に生まれおちたのである。

ロックの生まれた年の一般事項を辿ってみると、ホップズ（1588-1679）は、デヴォンシャー伯爵の三代目ウィリアム・キャヴェンディッシュの家庭教師をしながら、『第一原理について的小論』を執筆していたが、まだ著作家としては知られていなかった。ガリレオ・ガリレイ（1564-1642）が「天文対話」を著わしたが、これが地動説に関する著書の禁令（1613）および教皇を愚弄したものとされ、かれは、翌1633年にローマに召喚され宗教裁判所で異端として審問を受け、反聖書的として自説を撤回し、有罪の判決を受け、シエナに幽囚の身となっている。デカルト（1596-1650）は、オランダで自然について思索を練り、『世界と光についての論文』（『世界論』）として完成し、いざ印刷という段階でガリレイの事件が起きたので、公刊を断念している。ロックと同年に生まれた者としては、クリストファー・レン（数学者、建築家——セント・ポール教会堂等を建築——）、大陸ではサムエル・プーフENDORF（1632-1694）やスピノザ（1632-1677）をあげることができる。

チャールズの無議会政治を助けたのは、1632年1月にアイアランドの総督代理となったトマス・ウェントワース（1593-1641、のちのストラフォード伯）と1633年8月にカンタベリ大主教となったウィリアム・ロード（1573-1645）とであった。ロードは説教運動の浸透によって揺れていた国教会の危機を打開する使命を担って大司教に就任したのである。かれらは、後に、ロード体制、あるいはロード＝ストラフォード体制とよばれることになる弾圧の体制を1640年かれらが失脚するまでとることになった³⁹⁾。このような体制がかれらによってとられたのは、当時一般に、宗教——民衆を支配する重要な機能をもつ——が社会に、教会が国家に不可欠であると考えられていたからである。つまり、民衆を支配するために国教会が国家、いなかれら為政者にとって不可欠であったからである。政教は当時一致しており、複雑に絡まり、両者を区別することは困難であった。かれらは、ピューリタンによる政教一致ではなく、ピューリタンの抵抗による国教会体制の弱体化を防ぎ、体制の強化を図ったのである。すなわち、ロードは、反ピューリタンの態度を明らかにし、カルヴィニズムに対立するアルミニアニズムを採用し、説教運動を禁止し、強制と弾圧によってピューリタンの活動を抑えてかれらの勢力を弱体化し、ピューリタンのみならず他の非国教徒に対して宗教的寛容によってではなく、国教会による政教一致によって抑圧を強化し、国教會的イギリスの秩序、つまり国教会体制の確立と維持を図る政策を強行した。これに抵抗するピューリタンに対して、かれらは星室庁や高等

宗務裁判所を用いて厳しい弾圧を加えた。これがロードの「徹底政策」といわれるものである。耐えることのできない弾圧に対して、当然大規模な抵抗が組織化されたし、再び急進的な国教会糾弾の運動も起こっており⁴⁰⁾、また、ピューリタニズムが次第に「地方」に定着しはじめ、その戦闘性が高められた⁴¹⁾。旧教会（徒）の抵抗も侮りがたいものであった。その精神的支柱となったのが王権神授の信仰と旧教会は神授の権威をもつという信仰であり、これらは、人民が最高の権力をもつという信仰と衝突し、イギリスにしばしば大騒動を起こさせることになった。リントンに生まれたひとりの子供は、旧教、国教、清教の三巴の争いに巻き込まれ、関係者として、思想家として解決の道を求めて進まなければならない運命を背負わされた。72年のかれの生涯の大半は教会と国家との間に生じた危機と対応することになった⁴²⁾。かれの寛容論は対応の指導書であり、指針であった。

ロード体制下のもう一つの問題は財政問題であり、国王側は、議会の承認を必要としない収入確保の方法を考え出した。すなわち、それは、国王が勝手にトン税、ポンド税を取りたて、さらに船舶税をもとることになった。これによって国王の専断は極点に達した。この税の徴集は、後に述べるように、ロックの父にとって厄介な苦痛な仕事になるのである。

VI ロックの幼・少年期の家庭と騒乱

ピューリタンであったロックの両親は、17世紀のイギリスのピューリタンの中産階級の家庭に共通の社会的性格である厳粛な信仰心、それを軸とする清潔で厳格な宗教的雰囲気、思慮深いそして自信にみちた勤勉さ、自由の愛重を受けついでいた⁴³⁾。ロックは、縁に囲まれた小さな村で、このような性格をもつ家庭で育てられ、厳しいしつけを体験した。かれは、節制し、励み、努力するように鍛えられた、また、簡素を愛し、過度な飾りや虚飾を憎むように育てられた。かれは、成人しいろいろな経験をし、かれの視野を広め、見解をかえることになるが、かれの生き方に対する根本的態度はこのような家庭の教育によってびたっと身についたといえよう⁴⁴⁾。ダンは、ロックが成人期を通して深いピューリタンの典型的な心情をもち続けていたことはかれの手稿によって明らかである、と述べている⁴⁵⁾。ロックが信仰の篤い信者であった、といわれているが、そうだとしたら、その素地はここにあった、といえよう。

ロックは、幼少の頃、父から訓育されたときまではいえないにしても、少くとも感化された、と思われる。父は、性格上謹厳で無口な人であり、時に短気でサディズムの気配がないわけではなかった。ロックの思い出によれば、「あるとき、父は、かっとなって、わたくし（ロック）がそれほど悪いことをしていないのに、なぐったが、大人になった後に、このことを厳粛にわびた⁴⁶⁾」のである。ロックは後年かれの『教育に関する考察』（『教育論』）において父親の面影の一端と思われるものを書き残している。それによれば⁴⁷⁾、

「少しでも自分の子供を監督しようとする人たちは、子供が非常に小さい間に始め、子供が完全に両親に従うように注意すべきです。自分の息子が、子供時代を過ぎても、自分に従うことをお望みでしょうか。それなら、子供が服従でき、誰の権力に自分が屈しているかを理解できるようになったとき、すばやく父親の権威を確立しなさい。もし子供に自分を畏敬させようと望むなら、子供の幼時に刻みつけなさい。そして子供が大人に近づくにつれて、もっと馴れ馴れしくすることを許しなさい。そうすると子供の間は子供を忠実な臣下にしておき（適切なことですが）、大人になったときは親愛な友人にすることになりましょう。というのは、思うに子供が小さい間は甘く馴れ馴れしくするが、大人になると子供に厳格で子供と距離をもっている人たちは、自分の子供の正当な扱いを非常に誤っているのです。というのは自由と放縱

は、子供にはけっして良い結果を与えません。子供には判断力が欠けているので束縛と訓練が必要です」（40節）。

子供が小さいときには、両親を自分の主君、絶対的な統治者と看做し、そういうものとして両親を畏敬すること、そして成人になると、子供が両親を最良の友とも、また他にない確かな友とも考え、そういうものとして両親を愛し、尊敬するのは、誰しも理にかなったものと判断するとわたくしは想像します」（41節）。

「怖れと畏敬によって、子供の心を最初に支配すべきであり、成長すれば、愛情と友情によってその支配力を維持すべきである」（42節）。

マシャム夫人——ケイムブリジ・プラトン派の哲学者ラルフ・カドワッスの息女ダマリズ、晩年のロックの面倒を見た——は、ロックから、かれの父について聞いたことを、ロックの死後、書き留めている。すなわち、ロックの父は「子どものうちは畏敬させ、隔てをおかして、厳しく臨むが、大人になるにつれて、だんだん厳しさをゆるめる、というやり方で、ついには友だちになれるようになると、すっかり友だち付き合いでいっしょにくらした⁴⁰⁾」。マシャム夫人の以上のような言葉は、ロックが自分の父が自分たち子供に対する態度を書いたこと（上に引用した文章）を証している、といえよう。ロックはこのような父によって感化されたのである。ロックは、母親については多くを語っていないが、母親を非常に敬虔な女性で、優しい母親といっている⁴¹⁾。母は、ロックの22歳の時（1654年）に死んでいる。美しい婦人であったようである。ロックが両親から受けた薫陶は、よかれあしかれ、死にいたる日まで、かれの感情や態度の中核に残っていた、といわれている⁴²⁾。

ロックの若い時代にかれの人間形成にとって重要な人的要因の一つはアレクサンダー・ポパムである。ポパム家はサマーセットとウイルトシャーとにわたってよく知られた裕福な家であった。ロック父子とポパムとの関係として知られていることは父が治安判事であるポパムの書記を勤めていたことである。父は、ポパムより一歳年下であり、友人であったので、治安判事の代理人といった立場にあったようである。哲学者ロックがポパムの世話になるのは青年期に近づいてからである。ロックの幼年期に父やポパムの心を悩ました主要な問題は船舶税の徴収の仕事であった。これは、すでに述べたように、ロード体制の最大の弱点であった財政問題から起きたものである。船舶税は、1634年に復活され、はじめは比較的平穩裡に徴集されたが、しかし後に拒否事件を引き起こし、抵抗は全国各地に広がった。なぜならば、関税や船舶税の大権の徴収は、ジェントリや商人層に大きな打撃を与えており、1632年のジェームズの娯楽の奨めとともに、商売と信仰との両面から、ジェントリや商人階層の国王に対する敵意を激化させたからである。したがってかれらが税の徴収に対する反対運動の中心的担い手になった。最初の徴収令状が国王によって発布されたのは1634年、ロックの二歳の時であった。第四の、そして最後の令状が発布されたのは七歳の時であった。父にとって心の進まない嫌な苦痛な仕事は役目上管轄地域の住民から自分たちが反対する税の徴収という任務の遂行であった。大英博物館所蔵の法律家ロックの手帳には徴税に関する詳細が記録されている。なお、父の税額は8シリング9ペンスであった⁴³⁾。ジェントリであり下級の役人である父たちに課せられた重荷がかれらを革命へと駆りたてたといえよう。幼時のロックは、父の苦悩を感得できなかったかもしれないが、家庭に漂う暗い雰囲気を感じていたであろう。このような家庭に明るい光がさし込んだ。すなわち、1637年ロックの五歳の時に弟トマスが生まれた。ロックには二人の弟がいたが、次弟ピーターは誕生（生年月日不詳）後間もなく夭逝した。末弟のトマスは、8月9日に洗礼を受け、長じて法律家になったが、結核で1663年に兄ジョンよりも先に世を去った。ロック兄弟は、幼・少年期をベルトンの家（核家族）で過し、兄一弟という家族関係を経験しながら

ら成長したのである。

1637年頃には、ロードの残酷な刑罰による弾圧がますます厳しくなるにつれ、国教会派の中間派的な部分はむしろピューリタンに同調しはじめた。大衆へのみせしめのはずであったプリン達の公開処刑は逆に見物人にプリン達を支持させることになった。なお、この年大陸ではデカルトが『方法叙説』を出版している。スコットランドでは、1637年11月には貴族、レアード、市民、長老派牧師の各代表からなる委員会が結成され、1638年2月には代表者によって「契約（Covenant）」が作成された。この契約という思想は、元来、神と人との間に結ばれるものと考えられていたが、ピューリタンによって、教会を組織する際の人と人との契約とされ、さらに新しい社会の建設の際にも用いられるようになった。1638年の「契約」は「国民契約」としてひろく知られるようになったものであり、国民の再組織をめざすものであり、具体的にはチャールズの教会政策に対する抵抗組織をよびかけたものであった⁵⁰。この人と人との契約という思想が革命を起こす要因の一つであり、ホップズやロックにも影響したと思われる。税の不払などのピューリタンの反応が強まるにつれて、40年から41年（ロックの8-9歳）にかけて、議会在主導権を握るようになった。1640年4月にチャールズは、スコットランドのカルヴィン派の抵抗を鎮圧する経費をまかなうために、議会を召集したが、議会の反対にあい、3週間で議会を解散した。これがいわゆる短期議会である。1640年10月には新たに議会を召集するための選挙が行われ、新議会は11月に召集され、クロンウェルの手によって解散される1653年まで12年半も続いた。したがって長期議会とよばれることになった。選出された議員の出身階層は圧倒的にジェントリが多かった、といわれている⁵¹。教会改革の推進を求める議会说教の制度化⁵²された長期議会は、国王の要求する課税審議を拒否し、ロードやストラフォードたち指導者の追放、星室庁や高等宗教裁判所の廃止、不当な独占や関税の停止といった改革をあいっいで断行していった⁵³。国王の専政的無議会議政治は公然と非難され、国王は議会与提携して統治すべきであり、貴族と庶民とともに議会の一構成員にすぎないと考えられるようになった⁵⁴。なお、40年5月9日にはホップズが『法の原理』を著わし、手稿のまま回覧している。ロックが後にかれの『政府論』で反駁することになるロバート・フィルマー（1588-1653）の『族長（家父長）、別名、国王の自然的権力』という論文が1635年頃から1640年前後までの頃に書かれ、手稿のまま回覧され、あるものは国王に献じられた、といわれている。この論文の狙いは、内乱勃発の前夜における中産階級およびヨーマンの革命的高まりに対して国王の支配を擁護することにあつた、といえよう。

社会情勢が革命的様相をおびるにつれ、1641年11月にピム、ヘンリー・ヴェーン、オリヴァークロムウェルたちは、「大諫奏」（「大抗議文」）を議会に提案し、国王の失政を批判し、長期議会に対する非難を反駁した。これには公権事項における国王大権そのものを議会の掌握下におき、議会議主権を要求し、新しい政治体制の樹立をめざす狙いがあった。これは議会を僅小の差で通過したが、議会を王党派と議会議派との二つの陣営に二分することになった。

アイアランドで、カトリックの叛乱とかれらによるプロテスタントの大量殺害が1641年10月におこり、このしらせがイングランドを興奮のつぼになげこんだとき、グッドウィンは『アイアランドの擁護者』と題して、反乱の直後、11月14日に説教した。そのなかで、アイアランドでのプロテスタントの生命、自由と財産を守り、救い、またカトリックという「反キリストの蜂ども」をたたくために努力すべきだと訴えた⁵⁷。この生命、自由、財産はロックが後に主張するプロパティにあたるものといえよう。ロックがプロパティの保全や旧教徒に対する非寛容を主張したのはグッドウィンたちの主張を受けついだものといえよう。

政治・経済・宗教の問題にまつわる新旧両勢力、各階層間、国王・議会の間のあつれきはま

すますます激しくなり、我慢の限界に達した国王は、ついに1642年8月末、ノッティンガムで兵を挙げたので、内乱が始まった。ロックが10歳になる頃であった。ポバムは議会軍の大佐として騎兵隊を組織し、ロックの父は大尉としてかれの指揮下にはいり王党軍と戦った。かれらの軍は、はじめは優勢であったが、翌年には敗北し、かれらは私財を失う破目になり軍務を去っている。ロック家にとって不幸な日々であった。騒乱の嵐は、感じ易いロックの心を傷つけ、後にかれに自由・平等にして平和な民主的社會を構想させる萌芽になった、といえよう。また、ホブズが『市民論』をまず出版する契機ともなった。

1646年（ロック14歳）に5年にわたる内乱がようやく収まった。ロック少年はこの年頃までに学校教育を受けたであろうか。克蘭ストンもエアロンもこれについては述べていない。ある研究者が、ロックは近くのプリストルにあるグラマ・スクールで学んだ、と述べているが⁶⁰、それを確証する資料をもちあわせていない。プリストルはかれの家から歩いて通える所ではないから、かれがそこで学んだとしたら、寄宿以外に考えられないが、そのような資料が見当たらない。学校生活の経験のない、学友を持たないロックは、少年として時には孤独であったかもしれないが、書物に恵まれた読書好きの家庭に育ち、読書を大いに楽しみ夢中になっていた。またかれを楽しませるものとして、巨石文化の遺構がかれの家の近くにあった。ベルトンからそう遠くないところにスタントン・ドルウという小さな村があり、それに接してドルーイドの巨石のサークル（有史以前の大建造物の遺跡）があった。かれは、少年時代に、しばしばそこを訪ねていた、後年、著名な同時代人、ジョン・オーブリー（1626-97、古物研究家）に会い、この巨石について語りあったし、手紙のやりとりをしている。また、かれの家の近くに、ローマの軍営地、中世の鉱山などがあった。かれは、そのような古代の遺跡を後年思い出す機会があったので、古代や中世の遺跡に興味をもち親しんでいたように思われる⁶⁰。かれは、こうして子供なりに諸種の経験をし、夢多い日々を過ごしたのである⁶⁰。

ロックの幼・少年期の社会的環境の一部分を以上のように大雑把で雑駁ではあるが多角的に略述してきた。これらは、ロックの成長の過程、つまり、パーソナリティの形成過程において、かれの生得的素質と複雑に絡まって、かれの心の中になんらかの行動傾向をもつ体制をもたらし、かれの後の思想や行動の基層を形成する習得的要素となった、と思われる。なお、かれの生得的素質を示す資料を検出できないのが、目下のところ、この研究にとっての大きな隘路であるが、今後は、出来ればその資料の検出に努め、かつかれの思想や行動の基層を探求し、それによってかれの思想の展開を究明したい。

注

- 1) 浜林正夫『イギリス宗教史』(大月書店 1987年)120頁。
- 2) 山本隆基『レヴェラーズ政治思想の研究』(法律文化社 1986)8頁。
- 3) 森 修二『イギリス革命史研究』(御茶の水書房 1978年)111頁参照。
- 4) 浜林 前掲書 70頁。
- 5) 花田圭介『ペイコン』(勁草書房 1982) 26頁、248-250頁参照、なお、1620年、トマス・ホップズはペーコンの秘書としてペーコンの著作のラテン語訳等に尽力している。ペーコンはこの頃『自然誌・実験誌備録(パラスケーヴェ)』を執筆し、10月、『諸学の大革新』の題名のもとに『ノウム・オルガヌム』に付して出版している。
- 6) 浜林正夫『イギリス市民革命史』(増補版 未来社 1974年)72頁参照。
- 7) 森 前掲書 113-4頁参照。
- 8) cf. G.M. Trevelyan, *Illustrated History of England*, London, 1956, p.385. Henry Kamen, *The Rise of Toleration*, London, 1967, p.164.
- 9) 山本 前掲書 8-9頁参照。
- 10) 山本 前掲書 168頁参照。
- 11) 山本 前掲書 168頁、169頁、172頁、173頁参照。
- 12) 大林信治・森田敏照編著『科学思想の系譜学』(ミネルヴァ書房 1994)82-92頁参照。
- 13) cf. M. Cranston, *John Locke*, Oxford University Press, 1983, p.5.
- 14) cf. J.S. Yolton(ed.), *A Locke Miscellany*, Thoemmes, 1990, p.1.
- 15) cf. Cranston, *op.cit.*, p.6. R.I. Aaron, *John Locke*. Oxford, p.46.
- 16) 山本 前掲書 162頁。
- 17) cf. Cranston, *op.cit.*, p.4, p.10.
- 18) cf. J.Dunn, *Locke*, Oxford, 1984, p.2.
- 19) ジョン・ロック、レイモンド・クリパンスキー序、平野耿訳注 『寛容についての書簡』 *Epistola de Tolerantia* (朝日出版社 1970年) li-lxii参照。平野耿は、訳者序文において、ラブレース・コレクションといわれるロックの膨大な手稿、ノート、日記類の保管の事情、調査、研究、整理等の詳細について、綿密に調べ、その成果を述べている。
- 20) 林達『イギリス革命の構想』(学文社昭和40年)127頁。
- 21) 林 前掲書 127頁。
- 22) 林 前掲書 127-140頁参照。
- 23) 青木道彦 「ピューリタンの定義をめぐる」(『社会思想史の窓』No.98—『社会思想史の窓』刊行会—1992年)7頁。浜林は、ピューリタンという名で一括されるものを大別し、非分離派のカルヴィニスト、分離派のカルヴィニスト、分離派の非カルヴィニストという三つに区別し、この三つのうち、第三の非カルヴィニストをピューリタンにはふくめず、もっとも典型的な、もっとも狭い意味でのピューリタンは第二番目の分離派のカルヴィニストであるが、教義のうえではかえって非分離派の方がカルヴィニズムを純粋に保っていることが多いようである、と述べている。浜林、前掲書 55頁参照。
- 24) 林 前掲書 162頁参照。
- 25) 林 前掲書 163-4頁参照。
- 26) クリストファー・ヒル『十七世紀イギリスの宗教と政治』(小野功生訳 法政大学出版局 1991年)11頁以下参照、ヒルの原典を入手できず、やむおえず訳本による。
- 27) 林 前掲書 167-175頁参照。

- 28) cf. John Locke, *Two Tracts on Government.*, ed... by Philip Abrams, Cambridge, 1967, p. 49.
- 29) 野田又夫『ロック』(講談社 昭和60年) 6頁。
- 30) 今井 宏『イギリス革命の政治過程』(未来社 1984年) 123頁参照。
- 31) 林 前掲書. 252-253頁参照。
- 32) 今井 前掲書. 124頁。
- 33) 大槻春彦『ロック』(牧書店 昭和39年) 19-20頁参照。
- 34) cf. Cranston, *op. cit.*, pp.5-13.
- 35) J.S. Yolton(ed.), *op. cit.*, p.1.
- 36) Cranston, *op. cit.*, p.1.
- 37) cf. *ibid.*, pp.2-3.
- 38) B.L. MSS. Locke, c.28 f.2 a.cf. Cranston, *op. cit.*, p.3.
- 39) 浜林 『イギリス市民革命史』75頁、『イギリス宗教史』138頁参照。
- 40) 山本 前掲書 9頁参照。
- 41) 今井 前掲書 18頁参照。
- 42) cf. Alexander Campbell Fraser, *Locke, William Blackwood and Sons, Edinburgh and London, 1890*, p.3.
- 43) cf. Fraser, *op. cit.*, p.5.
- 44) cf. Aaron, *op. cit.*, pp.2-3.
- 45) cf. Dunn., *op. cit.*, pp.1-2.
- 46) cf. Cranston, *op. cit.*, P.12.
- 47) John Locke, *Some Thoughts concerning Education (The Works of John Locke, A New Edition, Vol.IX, 1963)*, pp.33-4.
ロック著 服部知文訳『教育に関する考察』(岩波書店 昭和42年) 57-59頁参照。
- 48) Cranston, *op. cit.*, p.12.
- 49) *ibid.*, p.13.
- 50) Dunn, *op. cit.*, p.1.
- 51) Cranston, *op. cit.*, p.16. Lawrence Stone は *The Causes of the English Revolution 1529-1642* (紀藤信義訳『イギリス革命の原因——1529~1642——』未来社 1978年 181頁) において船舶税などの税の徴集についての治安判事の苦悩について述べている。
- 52) 浜林『イギリス宗教史』141-2頁参照。
- 53) 今井 前掲書 20頁参照。
- 54) 田村秀夫編『イギリス革命と千年王国』(同文館 平成2年) 40-41頁参照。
- 55) 山本 前掲書 175頁参照。
- 56) 水田洋・安川悦子・安藤隆徳編『社会思想史への招待』(北樹出版 1991年) 17頁参照。
- 57) 山田園子『イギリス革命の宗教思想』(御茶の水書房 1994年) 33頁参照。
- 58) cf. S.Kang. *The Philosophy of Locke and Hobbes*, Monarch Press, 1965, p.69.
- 59) cf. Cranston, *op. cit.*, p.13.
- 60) 騒乱期の戦況、ニュートンの出生等の一般事項や議会派の権利思想等については紙数の都合上省略し、次回に譲ることとする。

Summary

By grasping the personality of a thinker and the process of how his personality was formed, we can better understand his behaviour and his way of his thinking. One of the factors which develop the personality is the social environment. This essay tries to investigate the social environment of Locke's childhood and boyhood, for example, the social situation of those days (including the Civil War), his family's environment and his education by his parents, and so on. It seems to me that these environments laid the foundation of his thought up to a certain point.